

## 第8章 その他施設整備に関する事項

### 第1節 施設整備に係る関係法令

次期ごみ処理施設の建設にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。関係法令には、主に環境保全関係、土地利用規制関係、施設の設置関係、その他の法律がある。

なお、次期ごみ処理施設の整備に係る可能性のある法令を整理し、本事業に該当するものに「○」を、該当しないものには「×」を明記し、その理由を備考欄に掲載した。

## 1. 環境保全関係法令

環境保全関係法令は表 8-1 のとおりである。

表 8-1 主な法規制と適用の有無（環境保全関係）

法律名	適用範囲等	判定	備考
廃棄物処理法	処理能力が 1 日 5t 以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1 時間当たり 200kg 以上または、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上)は本法の対象となる。	○	1 時間当たり 200kg 以上のごみ焼却施設に該当する。
ダイオキシン類対策特別措置法	工場または事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり 50kg 以上または火格子面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出またはこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○	1 時間当たり 50kg 以上の焼却能力に該当する。
大気汚染防止法	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。	○	1 時間当たり 200kg 以上の焼却能力に該当する。
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。	○	原動機の定格出力が 7.5kW 以上の送風機に該当し、建設用地は準工業地域であり、指定地域の指定を受けているため、該当する。
振動規制法	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。	○	
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。	○	建設用地は準工業地域であり、該当する。
水質汚濁防止法	処理能力が 1 時間当たり 200kg 以上または、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	×	公共用水域に排水しないため、該当しない。
水道法	上水道を引き込む場合に該当する。	○	該当する。
下水道法	処理能力が 1 時間当たり 200kg 以上または、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設から公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○	1 時間当たり 200kg 以上のごみ焼却施設に該当する。
羽島市下水道条例	施設の排水が公共下水道に放流する場合、規制の対象となる。	○	生活排水を公共下水道に放流するため、該当する。
浄化槽法	浄化槽を設置する場合、届出の対象となる。	×	公共下水道に放流するため、該当しない。
土壌汚染対策法	土地の掘削その他の土地の形質変更であって、その対象となる土地の面積が 3,000m <sup>2</sup> 以上のものをしようとする者は、環境省令で定める事項を届けなければならない。	○	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の改変に該当する。
岐阜県公害防止条例	条例の特定施設に該当する場合に規制の対象となる。	×	岐阜県公害防止条例の特定施設に該当しない。
岐阜県環境影響評価条例	条例の対象事業に該当する場合に対象となる。	○	処理能力 100t/日以上のごみ焼却施設が該当する。

## 2. 土地利用規制関係法令

土地利用規制関係法令は表8-2のとおりである。

表8-2 主な法規制と適用の有無（土地利用規制関係）

	法律名	適用範囲等	判定	備考
都市計画に関する法律	都市計画法	都市計画区域内に本法で定める処理施設を設置する場合、都市施設として都市計画決定が必要。	○	ごみ処理施設に該当する。
	都市再開発法	市街地再開発事業において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合。	×	市街地再開発事業の施行地区内ではない。
	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合。	○	土地区画整理事業の施行地区に該当する。
	景観法	景観計画区域内において、建築物の建設等、工作物の建設等、開発行為その他の行為をする場合。工事着工30日前に通知が必要となる。	×	景観計画区域に該当しない。
土地利用規制に関する法律	河川法	河川区域内及び河川保全区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去する場合は、河川管理者の許可が必要。	○	河川保全区域に該当する。
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設または工作物の設置・改造の制限。	×	急傾斜地崩壊危険区域に該当しない。
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。	×	宅地造成工事規制区域に該当しない。
	海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設または工作物を設ける場合。	×	海岸保全区域に該当しない。
	道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。	○	工事に際して道路を使用する。
	農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。	×	農地転用に該当しない。
	港湾法	港湾区域または港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設または改造をする場合。臨港地区内にて、廃棄物処理施設の建設または改良をする場合。	×	指定地域に該当しない。
	文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	×	該当しない。
工場立地法	製造業、電気・ガス・熱供給業者かつ敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の場合。	○	売電すると電気供給業に該当する。	
自然環境に関する法律	都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築または増築をする場合。	×	緑地保全地区に該当しない。
	自然公園法	国立公園または国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、または増築する場合。国立公園または国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、または増築する場合。	×	特別地域、普通地域に該当しない。
	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	×	特別保護地区に該当しない。

### 3. ごみ処理施設の設置に関する法令

ごみ処理施設の設置に関する法令は表8-3のとおりである。

表8-3 主な法規制と適用の有無（施設の設置関係）

法律名	適用範囲等	判定	備考
都市計画法 【再掲】	都市施設として都市計画決定が必要。	○	ごみ処理施設に該当する。
建築基準法	51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。ただし、その敷地の位置が都市計画上、支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りではない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限がある。	○	建築物を新築するため、該当する。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長または消防署長の同意を得なければ、建築確認等を行うことができない。	○	建築確認申請が必要なため、該当する。
航空法	進入表面、転移表面または平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限。 地表または水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。 屋間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表または水面から60m以上の高さのものには屋間障害標識が必要。	○	建造物の高さ60m（煙突を含む）を超える場合は該当する。
電波法	電波障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。	×	電波障害防止区域に該当しない。
有線電機通信法	有線電気通信設備を設置する場合。	×	共同受信アンテナ等の設置はない。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。	×	当該業務は実施しない。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	○	高圧ガスの貯蔵を行う場合、該当する。
電気事業法	高圧受電で受電電力の容量が50kW以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。	○	高圧受電で受電電力の容量が50kW以上となるため、該当する。
労働安全衛生法	当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建築物若しくは機械等を設置する場合（クレーン、ボイラ等）。	○	機械等を設置するため、該当する。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。	×	指定地域に該当しないため、該当しない。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。	×	指定地域に該当しないため、該当しない。

#### 4. その他の関係法令

その他の関係法令は表8-4のとおりである。

表8-4 主な法規制と適用の有無（その他の関係法令）（その1）

法律名	適用範囲等	判定	備考
循環型社会形成推進基本法	社会の物質循環の確保、天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減を目指す基本的な枠組み法である。	○	該当する。
資源の有効な利用の促進に関する法律	環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品などの利用促進を図るよう定められた法律である。	○	該当する。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装の製造、利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけられる。	×	容器包装に係る処理を行わないため、該当しない。
特定家庭用機器再商品化法	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけられる。	×	家電製品を扱わないため、該当しない。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品の製造、販売事業者、レストランなどに食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務づけられる。	×	食品の製造、販売等を行わないため、該当しない。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけられる。	○	建築物の新築工事として該当する。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	自動車製造業者、関連事業者などに使用済自動車などの回収・リサイクルを義務づけられる。	×	使用済み自動車は扱わないため、該当しない。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	国などが物品を購入する際には環境に配慮されたものの購入を義務づけられる。	○	工事に際して環境物品を購入するなど、一般的責務として該当する。
バイオマス活用推進基本法	バイオマス（化石資源以外の動植物由来の有機物である資源）の活用を推進する法律である。	○	バイオマス資源を扱う場合に該当する。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の固定価格での買い取りを定める法律である。	○	該当する。
労働基準法	事業主（使用者）が労働者を使用する場合の最低限必要な労働条件を定め、立場が弱い労働者の保護を図ることを目的としている法律である。	○	該当する。
電気用品安全法	電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止する法律である。	○	施設で使用する電気用品が該当する。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする法律である。	○	多数の人が利用する用途の延べ床面積が3,000㎡以上の場合に該当する。
計量法	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする法律である。	○	計量機等が該当する。

表 8-4 主な法規制と適用の有無（その他の関係法令）（その 2）

法律名	適用範囲等	判定	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合。	○	特定の建築物に該当する。

## 5. 施設の設計及び施工に関して準拠する基準・規格

次期ごみ処理施設の設計及び施工にあたっては、各種基準・規格等に準拠して建設工事を行う必要がある。次期ごみ処理施設の整備に関連する基準・規格等は以下のとおりである。

- (1) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）
- (2) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- (3) 系統アクセスルール等中部電力株式会社が定める規定
- (4) 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）
- (5) 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会）
- (6) 日本産業規格
- (7) 電気学会電気規格調査会標準規格
- (8) 日本電機工業会規格
- (9) 日本電線工業会規格
- (10) 日本電気技術規格委員会規格
- (11) 日本照明器具工業会規格
- (12) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (13) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (15) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (16) 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
- (17) 官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (18) 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (19) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (20) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (21) 建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (22) 煙突構造設計指針（一般社団法人日本建築学会）
- (23) 道路土工 各指針（公益社団法人日本道路協会）
- (24) 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年労働省告

- 示第 59 号)
- (25) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）
  - (26) ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年厚生省水道環境部通知衛環 21 号）
  - (27) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
  - (28) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）及びクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和 47 年労働省告示第 81 号）
  - (29) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
  - (30) 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）
  - (31) 発電用火力設備に関する技術基準（平成 9 年通商産業省令第 51 号）
  - (32) 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
  - (33) 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
  - (34) 圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）
  - (35) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
  - (36) ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
  - (37) 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
  - (38) その他本事業に関連する基準、規格等

## 第2節 所要手続き

次期ごみ処理施設整備に係る手続きの内容は表8-5のとおりである。

表8-5 手続き及び必要期間

項目	必要期間
環境影響評価	3年間
都市計画決定	1.5年間
PFI等の要求水準書(案)の作成	2年間
事業者選定	2年間

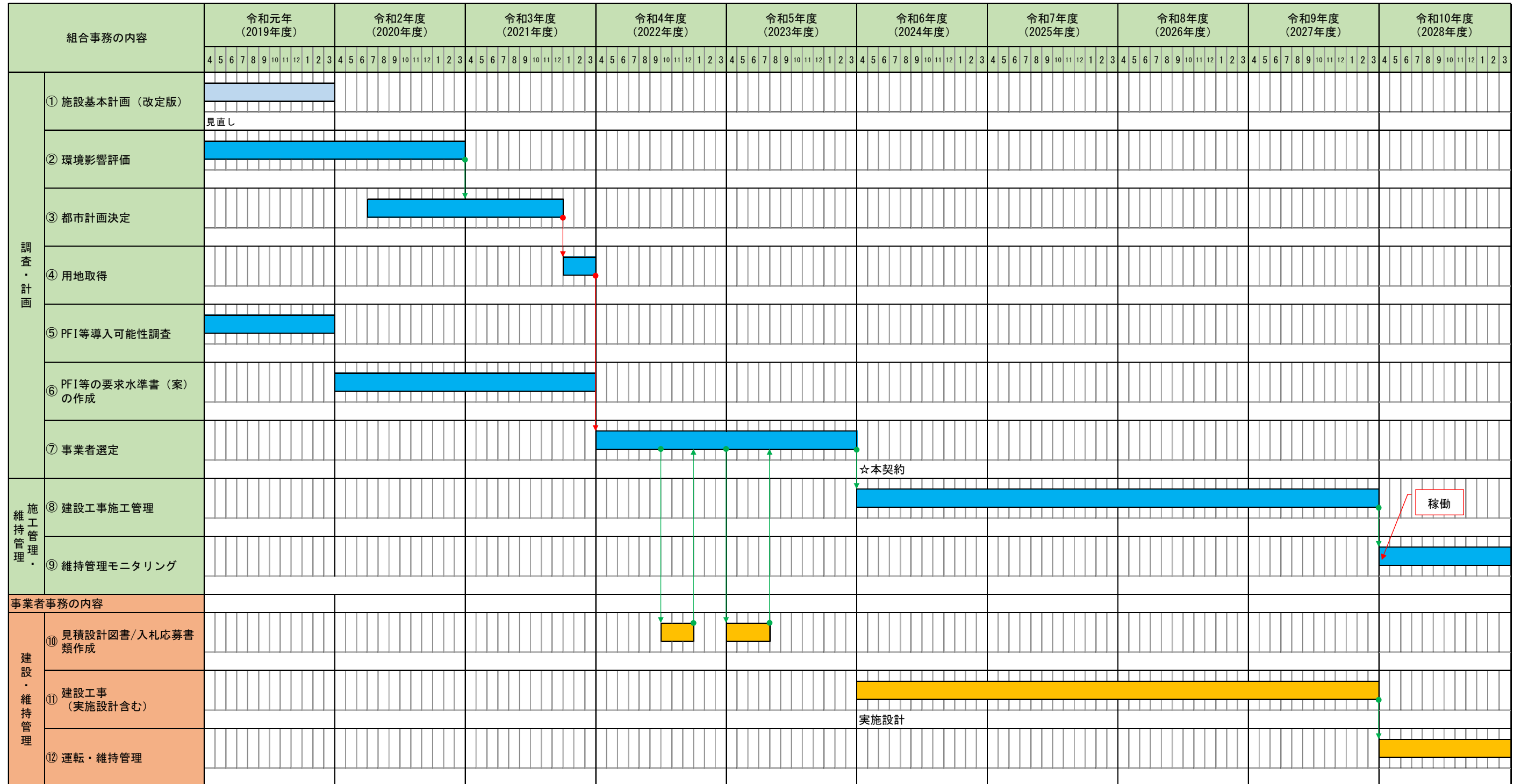


### 第3節 施設整備スケジュール

次期ごみ処理施設スケジュールは表8-6のとおりである。

表8-6 次期ごみ処理施設整備スケジュール

■ : 組合の事務    ■ : 事業者の事務



#### 第4節 完成予想図の鳥観図及び透視図

次期ごみ処理施設の完成予想図としての鳥観図及び透視図はそれぞれ図8-1及び図8-2のとおりである。